

学生各位

新型コロナウイルス感染症への対応について（第23版）

青森県立保健大学危機管理対策本部

本学における対応については、青森県対処方針に基づき、危機管理対策本部が状況に応じて随時決定しますので、以下に従って行動するとともに、感染拡大防止に留意してください。

なお、感染状況は今後大きく変わる可能性もあり、その際、キャンパスメイト等で、緊急時の措置や連絡をいたしますので、随時確認するようにしてください。

● 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための基本的な留意点

1 マスクの着用について

屋外では人との距離が十分確保できる場合（2 m以上を目安）や会話をしない場合は、マスクの着用は必要ないものとします。

また、屋内であっても人との距離が十分確保できる場合で会話をしない場合（図書館など）は、マスクの着用は必要ないものとします。

	人との距離（2 m以上を目安）	
屋内	確保できる	確保できない
会話する	着用	着用
会話しない	必要ない	着用

	確保できる	確保できない
屋外		
会話する	必要ない	着用
会話しない	必要ない	必要ない

なお、夏場、屋外で人との距離が屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話をしない場合は熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨します。

2 飲食店等の利用について

飲食店等を利用する際は、業種別ガイドライン等に従い、感染防止対策を徹底してください。

3 学内・外での行動について

- (1) 対面授業を継続しますので、授業の際はマスクを着用し、換気については、教員等の指示に従ってください。
- (2) マスクを外すときは、距離をとり、会話は控えましょう。
- (3) 昼食・飲食時は黙食を厳守し、会話を控え濃厚接触を予防しましょう。
- (4) サークル活動は可能としますが、令和3年4月27日（令和4年4月14日改定）にキャンパスメイトにて掲載した「サークル活動における新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針」及び各サークルが届け出た「課外活動における運営方針および感染防止対策」に従って、活動してください。
- (5) 臨地実習の受入れ先施設等が求める感染対策を遵守する必要があるので、担当

教員の指示に従ってください。

- (6) 祭りやイベントについては、主催者等が実施する感染防止対策を事前に確認の上、ルールを守って参加してください。

4 感染が疑われる症状がある場合について

風邪症状や微熱を含む発熱その他の症状がある場合は、自宅待機の上、保健室又は教務学生課に連絡をして、体調等の聞き取り及び指示を受けてください。その場合、原則として出席停止となります。

また、基本的に、抗原検査等の結果が陽性となった場合は、新型コロナウイルス感染症が治癒するまでの間、出席停止となります。陰性の場合でも、個別の状況により、出席停止等の対応を決定します。

連絡先 保健室：017-765-2112

教務学生課：017-765-2007

※上記へ連絡がつかなかった場合 防災センター：017-765-2111

5 医療機関等を利用する場合について

有症状者（症状がある濃厚接触者も含む）について、重症化リスクが低い方は、青森県臨時Webキット検査センター（以下「検査センター」という。）をご利用ください。重症化リスクが高い方は、かかりつけ医又は学校医に電話相談してください。

- (1) 検査センターの利用（重症化リスクが低い方）

検査センターで重症化リスクが低い有症状の方等を対象に、無料で検査キットを配布していますので、ご利用ください。

詳細は下記のQRコードからアクセスして、ご確認ください。



<https://onl.sc/pFC4uZH>

- (2) かかりつけ医又は学校医への相談（重症化リスクが高い方）

かかりつけ医又は学校医に電話相談してください。かかりつけ医等がない場合又は夜間の場合は、県コールセンターに電話してください。

0120-123-801（24時間受付、土日祝日を含む）

※かかりつけ医とは、普段受診している医療機関をいいます。

※出席停止について

①出席停止とは

学校保健安全法により定められており、感染症に感染している、感染の疑いがある、又は感染する恐れがあるときは学校長が出席を停止させることができます。出席停止となる場合は、解除の指示があるまでは出席できません。

②出席停止期間中の取扱いについて

学習の機会を確保します。

出席停止が解除されたら、速やかに（3日以内）保健室で出席停止解除の手続きをしてください、教務学生課から本人へ送付される出席停止証明書を添付し、担当教員へメールで相談してください。（原則、解除日から7日以内）

6 その他

(1) 実習先の求めにより、抗原検査等を実施する場合

感染の疑いではなく、実習先の求めにより抗原検査等を実施する場合は、実習担当教員へ報告してください。

ア 検査結果が陰性だった場合

実習担当教員へ検査結果を報告してください。

イ 検査結果が陽性だった場合

保健室及び実習担当教員へ検査結果を報告してください。

また、保健所からの指示に従って対応してください。

(2) 同居の家族等が次に該当する場合、下記に電話連絡してください。

- ・抗原検査等対象者となった又は濃厚接触者あるいは接触者となった場合
- ・濃厚接触者ではないが、保健所の指示等により、抗原検査等を受けることになった場合
- ・同居家族に発熱や体調不良があり、新型コロナウイルス感染が疑われる場合
(電話連絡先)

平日の場合 時間：8:30～15:30 連絡先：017-765-2112 (保健室)

上記に連絡がつかなかった場合 連絡先：017-765-2111 (防災センター)

防災センターからリスクマネジメント担当職員へ連絡します。

7 対応の更新について

第1版	令和2年10月9日	制定
第2版	令和2年11月11日	改定
第3版	令和2年12月1日	改定
第4版	令和2年12月15日	改定
第5版	令和3年1月8日	改定
第6版	令和3年1月14日	改定
第7版	令和3年2月5日	改定
第8版	令和3年3月23日	改定
第9版	令和3年4月6日	改定
第10版	令和3年4月16日	改定
第10版	令和3年4月22日	別紙改定
第11版	令和3年4月27日	改定
第12版	令和3年5月12日	改定
第12版	令和3年5月17日	別紙改定
第12版	令和3年5月24日	別紙改定
第12版	令和3年5月24日	別紙改定
第12版	令和3年5月31日	別紙改定
第12版	令和3年6月30日	別紙改定
第12版	令和3年7月12日	別紙改定
第12版	令和3年8月3日	別紙改定
第12版	令和3年9月3日	別紙改定
第12版	令和3年9月14日	別紙改定
第13版	令和3年11月1日	改定
第14版	令和3年12月8日	改定
第15版	令和4年1月21日	改定
第16版	令和4年2月4日	改定
第17版	令和4年2月21日	改定
第18版	令和4年3月7日	改定
第19版	令和4年3月16日	改定
第20版	令和4年4月15日	改定
第21版	令和4年6月8日	改定
第22版	令和4年8月15日	改定
第23版	令和5年3月14日	改定

(別紙：参考)

● その他の専用相談窓口

相談内容	担当課	E-mail
奨学金、授業料の減免及び実習等宿泊助成について	教務学生課 新型コロナウイルス感染症対策学生支援窓口	TEL：017-765-2007 E-mail：support2020@auhw.ac.jp
授業料の納入猶予に関する相談について	総務課	TEL：017-765-2006 E-mail：gakuhi@auhw.ac.jp
ドミトリーへの宿泊の相談について	総務課	TEL：017-765-2005
その他コロナ対策及びワクチン全般に関すること	経営企画室	TEL：017-765-2009 E-mail：kikikanri@auhw.ac.jp

※平日、日中の回答となります。

また、直接窓口での相談も受け付けていますので、遠慮なく相談してください。

● LINE公式アカウント「青森県-新型コロナ対策パーソナルサポート」について

青森県では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を配信するためのLINE公式アカウントを開設しています。

当該アカウントを「友達」に追加すると、青森県内における感染者の発生状況、その他新型コロナウイルス感染症に関する情報が配信されますので、御活用ください。

友達への追加は右記のQRコードをスキャンする、またはLINEで「青森県 コロナ」又は「@aomori.covid-19」と検索してください。

